

ID: 1

担当部署: 企画部 秘書課

処分の概要	功労表彰者への待遇の停止		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市表彰条例 第9条		
例 規 番 号	平成13年条例第212号		
【根拠条文】 (功労表彰者への待遇の停止) 第9条 功労表彰者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その間、前条の待遇を停止する。 (1) 破産手続開始の決定を受け復権しない者 (2) 刑事事件に関し起訴され、市長において不適當と認める者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日